

令和8（2026）年度

とちぎの伝統工芸品
デザイナー派遣事業の手引き

栃木県産業労働観光部工業振興課

目 次

1	事業の概要	1
(1)	申請対象者	1
(2)	支援期間	1
(3)	派遣予定件数	1
(4)	事業の流れ	1
2	申請手続	2
3	派遣受入事業者の決定	2
(1)	決定方法	2
(2)	ヒアリング面談の実施	2
(3)	決定の時期及び通知	2
(4)	その他	3
4	派遣決定後の手続等	3
(1)	状況報告	3
(2)	実績報告	3
(3)	派遣経費の支払い	3
(4)	PR動画等の製作	3
5	注意事項	3

本事業は、本県伝統工芸品製造者の持つ技術等を活かして現代の生活様式にあわせた新商品の開発を希望する伝統工芸品指定製造者及び伝統工芸士を代表とする個人、事業者またはグループにデザイナーを派遣し、伝統工芸品の現代化や改良、及び情報発信等の取り組み等の支援を目的とします。

令和8（2026）年度のデザイナー派遣について、次のとおり募集しますのでご案内します。

なお、申請については、選考委員会による審査を行い、その結果、デザイナー派遣の決定を受けた者（以下、「派遣受入事業者」といいます。）に対してデザイナーを派遣します。

1 事業の概要

(1) 申請対象者（以下「伝統工芸品製造者等」という。）

次の各号のいずれかに該当するもの

ア 栃木県伝統工芸品指定製造者又は指定製造者が組合等の場合は組合員等を代表とする個人、事業者またはグループ

イ 県内の伝統工芸士を代表者とした個人、事業者又はグループ

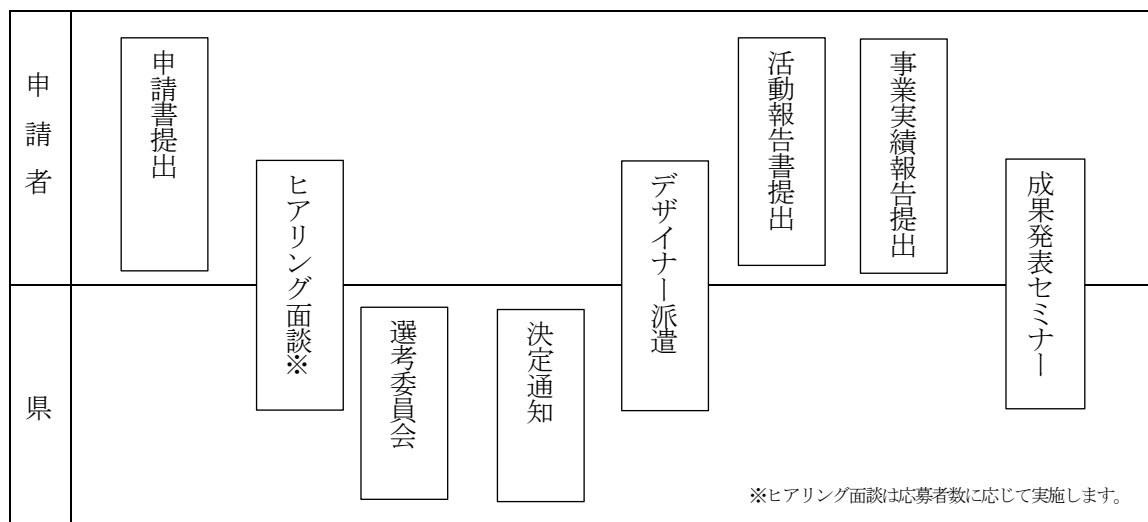
(2) 支援期間

認定決定日から原則として令和9（2027）年2月末まで
月1回程度を目安としてデザイナーを派遣します。

(3) 派遣予定件数

最大2者

(4) 事業の流れ



2 申請手続

(1) 申請者

申請は、必ず栃木県伝統工芸品製造者等が行ってください。

(2) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとし、正本1部を提出してください。また、正本をコピーし、控えを1部保管してください。※データでの提出も可

- ・派遣事業申請書（様式第1）
- ・自社で作成しているカタログのデータや印刷物（作成している場合）

(3) 募集期間

令和8（2026）年 月 日（ ）～6月10日（水）必着

※持参、郵送、FAXまたはメールにて提出ください。

(4) 提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課 地域産業担当（事務局） 担当：手塚

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 6F南側

Mail:kougyou@pref.tochigi.lg.jp

TEL:028-623-3198 FAX:028-623-3945

(5) その他

申請書に不備がないようにお願いします。

応募に際してのご相談は、随時受け付けますので、お気軽にお問合せください。

※直接お越し頂いて相談したい場合には、事前に御連絡ください。

3 派遣受入事業者の決定

(1) 決定方法

事業者の決定は、選考委員会での評価結果を踏まえて行います。

評価は、提出された申請書により行いますが、個別に内容を確認させていただく場合もあります。

(2) ヒアリング面談の実施

申請件数が派遣予定件数を超えた場合は、申請締め切り後、デザイナーによるヒアリング面談を栃木県庁内にて実施します。

令和8（2026）年6月17日に実施予定ですので、御予定おきください。

(3) 決定の時期及び通知

決定は、令和8（2026）年6月下旬以降を予定しています。

派遣の可否については、栃木県から申請者に直接お知らせします。

(4) その他

提出書類は、選定のためにのみ使用します。申請書の返却はしませんので御留意ください。

4 派遣決定後の手続等

(1) 状況報告

派遣受入事業者は、デザイナー派遣1回ごとに、活動状況報告書（様式第3）を10日以内に事務局宛て提出してください。

(2) 実績報告

派遣受入事業者は、デザイナーの派遣がすべて終了したあと、10日以内に実績報告書（様式第5）を事務局宛て提出してください。

なお、事業は原則として令和9（2027）年2月中に完了してください。

(3) 派遣経費の支払い

県は、派遣受入事業者から活動状況報告書の提出を受け、活動状況を確認した後、デザイナーへ謝金を支払います。

(4) PR動画等の製作

事業成果をPRするための動画等を県の負担により制作予定ですので、デザイナーと協力の上、制作にあたってください。本動画等は事業終了後も利用できますので活用してください。

5 注意事項

以下の点について、御理解いただける場合にのみ、申請をすることができます。

- (1) 本事業は、利益を保証するものではありません。
- (2) デザイナー派遣費用及び事業成果PR動画等制作費用以外の経費は、派遣受入事業者負担となります。
- (3) 派遣するデザイナーは来年度以降の派遣受入事業者の事業や経営にも影響しうる中長期的な助言も行うことがあります。ただし、県によるデザイナー派遣事業は単年度の事業となりますので、翌年度以降も派遣事業で得られた成果を継続する場合には、次のいずれかのパターンが考えられます。
 - ・再度デザイナー派遣事業に申請し認定を受ける。
(来年度以降もデザイナー派遣事業を県が行うかどうかは、現時点では確約出来かねます。)
 - ・県のデザイナー派遣事業とは別に、派遣するデザイナーとの関係性を継続する。
(この場合、内容によっては、デザイナーとの間で費用が発生することも考えられます。また、デザイナーとの間で生じたトラブル等については、県は一切の責任を負いかねます。)